

家庭ごみの正しい分け方と出し方

- ごみは朝6時から8時30分までの間に申し出ましょう。
- ごみ分別に関するお問合せは、宇和島市役所 生活環境課 ☎24-1111(内線2229・2208)

ごみ袋	家庭ごみの例 (一度に出せるのは3袋まで)	
燃えるごみ 宇和島市指定 大400円 中300円 小200円 特小100円 ※各10枚入	■プラスチック類 ■生ごみ ■落ち葉・木くず (3袋まで) ■衣類・布類・皮革類	
燃えないごみ 宇和島市指定 大400円 小200円 ※各10枚入	■陶磁器類 ■ガラス類 ■家電類 (家電リサイクル対象機器は除く) ■その他 (金属類・傘・電球など)	
びん・缶 宇和島市指定 大400円 小200円 ※各10枚入	■空きびん類 キャップをはずし中をすすいでください ■空き缶類 びんと缶は混ぜて同じ袋で出してください。	
ペットボトル 宇和島市指定 大400円 小200円 ※各10枚入	ペットボトルマーク  出せるものはこのマークが付いたものに限りです。	回収できるペットボトル ◎飲料用・調味料用のみです。(汚れのひどい物は燃えるごみで出してください。) ◎はずしたキャップとラベルは燃えるごみで出してください。 ◎荒天の場合はなるべく出さないようにしてください。


収集日は裏面のごみ出しカレンダーで確認してください。

家庭ごみの出し方の注意点

・ごみ袋は片手で持てる重さで出す。 ・一度に出せるのは3袋まで。
燃えるごみ ・紙おむつは汚物を取り除き、丸めて出す。 ・生ごみ処理機等を利用してごみの減量化を。 ・白色トレーはスーパー等の店頭回収の利用も可能。 ・ふとん、しきもの等は50cm以下に切断する。
燃えないごみ ・レジ袋などでの2重袋は禁止。(2重袋にすると中が見えず、収集作業が危険なため) ・ガラス、刃物などの危険物は、紙か布に包んで「キケン」と表示する。
びん・缶 ●びん…キャップをはずして中を軽くすすぐ。 ・プラスチックのキャップは「燃えるごみ」、金属製のキャップは「燃えないごみ」へ。 ・割れたびんは紙か布に包んで「キケン」と表示。 ●缶…中を軽くすすぐ。 ・スプレー缶・カセットボンベは使い切り、風通しのよい所で必ず穴をあける。 ・さびた缶も「びん・缶」で出す。
ペット ・キャップとラベルは必ずはずす。(キャップとラベルは燃えるごみへ) ・中を軽くすすぐ。

市役所・公民館等で拠点回収する資源物

- 廃食用油
○ペットボトル等の容器(紙製不可)に入れ、ふたをして出す。
植物性油のみ。事業系は対象外。
- 蛍光管・水銀入り体温計・温度計
○蛍光管は割れないように、体温計・温度計はビニール袋等に入れて、回収容器に入れる。
- 乾電池(マンガン・アルカリ・ボタン・二次電池)
○電池入れがあるところに、電池だけ入れる。
○小型充電式乾電池は、市役所・支所の回収ボックスに入れる。
- 牛乳パック
○水洗いをして、はさみ等で切り開き、乾燥させて出す。
中がアルミ箔は対象外。
- 古紙類
○種類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ)ごとにひもで十文字にしはって出す。

※詳しくは市ホームページ「資源物を回収しています」をご参照下さい。
 詳細はこちらから 

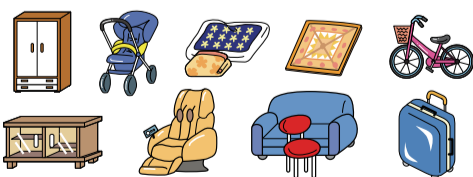
災害時のごみの出し方

災害時は、被災状況に応じて、住民用仮置き場を開設します。開設場所や分別区分、搬入時間等は、市で決定してお知らせします。

- ごみは種類ごとに分別する。(分別されていないごみは再分別を行う必要があり、災害復旧の遅れにつながるため)
- 急いで捨てる必要のないごみは、収集体制が復旧するまで、できるだけ自宅で保管する。
- 便乗ごみ(災害と関係なく発生したごみ)の排出、不法投棄、野焼きは絶対にしない。
- 生活ごみは、災害ごみとは区別して排出する。(災害で発生した生ごみは、悪臭や害虫の発生を防止するため、生活ごみとして排出する。)

平常時の備え

- ・不要なごみの処分
……日ごろから小まめに処分する。
- ・家具などの破損防止
……家具は固定するなど、災害時の破損等を防止する。

事業系ごみ 会社や飲食店などの事業所から出るごみ(事業活動に伴って生じる一般廃棄物)
粗大ごみ(家具、ふとん、自転車等) 
多量ごみ 3袋を超えるごみ(ごみ集積場所には1回3袋まで)
「広域事務組合環境センター」へのごみの持込みについて ○多量に出た、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみについては広域事務組合環境センターへ直接持ち込みます。(家庭系ごみ10kgあたり50円) ○搬入:月~土曜日 13:00~16:30 (祝日、年末年始は休みです。) ☎49-5040

宇和島市一般廃棄物収集運搬業許可業者 R6.2.1現在
 (※詳しくは市ホームページでご確認ください。)

燃えるごみ・燃えないごみ 粗大ごみ	自らが広域事務組合環境センターへ持ち込むことができない場合は、運搬業者許可業者へ依頼してください。 各自で依頼 有料	23-5558 25-7003 22-0717 27-0452 27-1830 090-3183-9291 27-0476 49-6888 23-5161 27-2335 24-1417 28-0142 58-4730 090-1175-9377 32-5858 52-0172 090-5878-7588 25-2236 0895-84-3232 65-9270 28-6559 32-3537
----------------------	--	---

環境センターで処理できないもの

以下のものは購入店、販売店に引きとってもらるか、専門の処理業者へ依頼してください。【有料】



- ・有害性のあるもの(農薬、毒物、劇物など)
- ・危険性のあるもの
- ・引火性のあるもの
- ・著しく悪臭を発生するもの
- ・液状のもの
- ・幅1m×高さ80cm×長さ2.5m以上のもの
- ・直径10cm以上、長さ1m以上の木等